

令和 7年 2月 3日  
 一関信用金庫

## 貸金庫使用料および貸金庫規定の改定ならびに 平泉支店での新規契約休止のお知らせ

平素は一関信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
 さて、当金庫では、下記のとおり貸金庫使用料および貸金庫規定を改定させていただくとともに、平泉支店での貸金庫の新規契約を休止させていただきます。  
 お客さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 貸金庫使用料および貸金庫規定の改定

(1) 改定日 令和 7年 4月 1日 (火)

#### (2) 貸金庫使用料の改定

貸金庫使用料は、契約時ご指定いただいた預金口座から、毎年 4月 20日 (休日の場合は翌営業日) に 1年分を前払いとしてお引き落としていましたが、改定日以降は、下表の金額を毎月 20日 (休業日の場合は翌営業日) にお引き落としいたします。

(税込み)

店舗	種類	改定前 (年額)	改定後 (月額)
本店	第1種	6,600円	<u>550円</u> (年間 6,600円)
	第2種	8,800円	<u>770円</u> (年間 9,240円)
	第3種	11,000円	<u>1,100円</u> (年間 13,200円)
	第5種	16,500円	<u>1,375円</u> (年間 16,500円)
平泉支店	第1種	6,600円	<u>550円</u> (年間 6,600円)
	第2種	9,240円	<u>770円</u> (年間 9,240円)
	第3種	13,200円	<u>1,100円</u> (年間 13,200円)
	第5種	16,500円	<u>1,375円</u> (年間 16,500円)

#### (3) 貸金庫規定の改定

貸金庫規定を次のとおり改定いたします。

(傍線部分は改定箇所)

改定前	改定後
2. 格納品の範囲 (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ①～③ (略) <u>④ 内外通貨</u>	2. 格納品の範囲 (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ①～③ (略) (削る)

改定前	改定後
<p><u>⑤</u> 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) (略)</p> <p>4. <u>(使用料)</u> (1) 貸金庫の使用料は、「貸金庫使用料金表」記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月20日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。<u>なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の翌月から月割計算により支払ってください。</u> (2) (略) <u>(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。</u></p> <p>1 2. <u>(解約等)</u> (1)～(3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として<u>解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日</u>の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。<u>この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。</u>不足額が生じたときは直ちに支払ってください。<u>なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日</u>に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5)～(6) (略)</p>	<p><u>④</u> 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) (略)</p> <p>4. 使用料 (1) 貸金庫の使用料は、<u>別にお知らせした金額により、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)</u>に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。 (2) (略) (削る)</p> <p>1 2. 解約等 (1)～(3) (略) (4) 前3項の明渡しが遅延した場合は、遅延損害金として<u>明け渡し</u>日の属する月までの使用料相当額を支払ってください。 <u>なお、不足額が生じた場合は直ちに支払ってください。</u>当金庫はこの不足額を明渡しの日</p> <p>に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5)～(6) (略)</p>

## 2. 平泉支店での新規契約の休止

平泉支店での貸金庫の新規契約は、令和7年2月3日(月)をもちまして休止させていただきます。貸金庫の契約をご希望のお客さまにおかれましては、本店でご契約をお申し出ください。

以上

＜本件に係るお問合せ先＞  
一関信用金庫 事務部事務管理課  
電話 0191-23-6111 (代表)  
※当金庫本支店窓口でもお受けいたします。